

証券取引約款（法人のお客さま用） 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>第 49 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式等については、<u>次の各号の定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>(1) <u>総株主通知、新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知(以下「総株主通知等」といいます)</u></p> <p>(2) <u>個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u></p> <p>(3) <u>株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求(第 55 条第 2 項に規定する書面交付請求をいいます)</u></p> <p>(個別株主通知等の取扱い)</p> <p>第 55 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p> <p>3 <u>前項の請求については所定の手数料をお客さまにご負担いただく場合があります。</u></p> <p style="text-align: right;">2022年10月</p>	<p>(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>第 49 条 (省 略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式等については、<u>総株主通知または個別株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知(以下「総株主通知等」といいます)または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p>(個別株主通知の取扱い)</p> <p>第 55 条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>